

☆\*\*\*\*\*

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（○）      DB規約（○）      DC      （○）  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他      （ ）

【タイトル】「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等  
について（パブリックコメント）

☆\*\*\*\*\*

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年8月24日、「『確定拠出年金制度について』の一部を改正する通知案等」を公表し、パブリックコメント手続きに付しました（9月22日まで意見募集）。

今回の改正案の概要は以下のとおりです。

なお、当メルマガでは以下の呼称を用いています。

- ・ DC法令解釈通知：「確定拠出年金制度について」  
（平成13年8月21日年発第213号）
- ・ DC承認基準      ：「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準」  
（平成13年9月27日企国発第18号）
- ・ DB法令解釈通知：「確定給付企業年金制度について」  
（平成14年3月29日年発第0329008号）
- ・ 同一労働同一賃金ガイドライン  
：「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な  
待遇の禁止等に関する指針」  
（平成30年厚生労働省告示第430号）

#### 1. 企業年金の加入資格を定めるにあたっての不合理な取扱いの禁止について

①企業型DCにおいて、企業型年金加入者とする事について規約で一定の資格を

定めるにあたっては、同一労働同一賃金ガイドラインの「基本的な考え方」を踏まえることを追加する（DC法令解釈通知の改正）。

②中小事業主掛金について、①に準じた改正を行う（DC法令解釈通知の改正）。

③DBについて、①に準じた改正を行う（DB法令解釈通知の改正）。

## 2. 選択制DC実施時における従業員への正確な説明について

労使合意により給与等を減額したうえで、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型DCの個人別管理資産として積立てるか、給与等への上乗せで受取るかを従業員が選択する仕組み（いわゆる選択制DC）については、社会保険・雇用保険等の給付額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要があることを追加する（DC法令解釈通知およびDC承認基準の改正）。

また、適用日等については、以下のとおりとされています。

- ・発出日：2020（令和2）年9月（予定）
- ・適用日：2020（令和2）年10月1日（予定）

- 「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について

[https://search.e-](https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200196&Mode=0)

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200196&Mode=0](https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200196&Mode=0)

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

日本-年基-202008-170-0293-D